

十 十 十 十
六 五 四 三

払込期日 償還期限
場所 金額

平成四十年二月十五日
額面金額百円につき百円
平成三十年二月十五日

十二

十一
初期利子

用
利
率

毎年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}}$$

(一) 中途換金の買取りは、平成三十一年二月十五日以後において、行うこととし、その買取金額は、式により算出された金額とする。次に、この区分に応じ、それぞれの算式による。平成三十一年二月十五日前までの間の場合の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$) が、平成三十一年八月十五日から平成三十一年二月十五日までの間の場合の額面金額 + 経過利子に相当する利子に平成三十一年八月十五日以後の場合の額面金額 + 経過利子に相当する利子に平成三十一年八月十五日以後の場合の額面金額 + 経過利子に相当する利子に

の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)による取扱いのほか、個人向け国債を有する者(相続税法(昭和一十五年法律第七十一条))第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法(平成二十五年法律第三条の規定による改定)第二十条の二十一條による改定する特別障害者扶

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行